

環境影響評価準備書の縦覧・説明会のお知らせ

事業者である埼玉県から、「彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業に係る環境影響評価準備書」が提出されました。この事業は、寄居町大字西ノ入字高根沢大谷ほかで実施されるものです。

下記の場所で、誰でも自由にご覧いただけます。また、説明会も開催されます。

事業者／埼玉県
 対象事業の名称／彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業
 対象事業の種類／廃棄物処理施設（最終処分場）の設置



環境影響評価準備書の縦覧

期間・時間／5月7日(金)～6月7日(月)午前9時～午後4時30分 ※ただし、土・日曜日を除きます。
 縦覧場所／次の場所で、自由にご覧いただけます。

場 所	所在地	電話番号
埼玉県環境部環境政策課	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048・830・3041
埼玉県東松山環境管理事務所	東松山市六軒町5-1	0493・23・4050
埼玉県北部環境管理事務所	熊谷市末広3-9-1	048・523・2800
寄居町生活環境課	寄居町大字寄居1180-1	048・581・2121
深谷市環境課	深谷市仲町11-1	048・571・1211
小川町環境保全課	小川町大字大塚55	0493・72・1221
東秩父村保健衛生課	東秩父村大字御堂634	0493・82・1221

※上記の場所では環境影響評価準備書をお貸しすることができます。
 ※上記の場所以外でも、県立図書館（浦和、熊谷、久喜）、県政情報センター、深谷市立図書館、寄居町立図書館、小川町立図書館、東秩父村立図書館でも、図書館資料・県勢資料としてご覧いただけます。開館時間、開館日については各館にお問い合わせください。

意見書の提出／環境影響評価準備書について環境保全の見地から意見がある方は、埼玉県資源循環推進課に意見書を提出できます。6月21日(月)（必着）までに、直接または郵送、ファックス、Eメールで提出してください。

説明会

日時・場所／下記の日程で開催します。ご都合のよい日にお越しください。

地 区	日 時	場 所
深谷市	5月21日(金) 午後2時30分～	深谷市役所花園総合支所2階201会議室
東秩父村	5月25日(火) 午後2時30分～	東秩父コミュニティセンターやまなみ2階集会室
小川町	5月26日(水) 午後6時～	リリックおがわ（町民会館）1階第一・第二集会室
寄居町	5月30日(日) 午後2時～	寄居町役場6階会議室

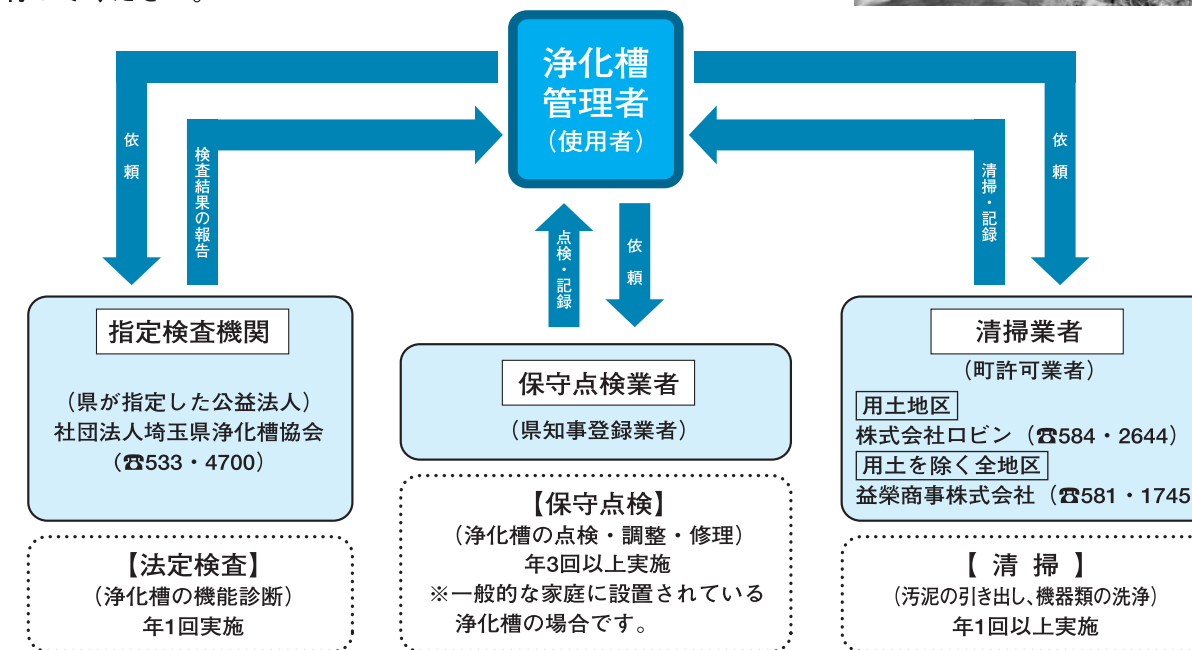
内容／計画概要、環境影響評価準備書の概要、質疑応答

問い合わせ／
 【説明会の開催、意見書について】埼玉県環境部資源循環推進課資源循環工場整備担当（さいたま市浦和区高砂3-15-1、☎048・830・3103、FAX048・830・4791、Eメールa3100-04@pref.saitama.lg.jp）へ。
 【準備書の縦覧について】埼玉県環境部環境政策課環境影響評価担当（さいたま市浦和区高砂3-15-1、☎048・830・3041、FAX048・830・4770）へ。

浄化槽の正しい維持管理を!



浄化槽を使用する場合は、排水をきちんと処理できる状態に保つために、「保守点検」「清掃」「法定検査」の三つの義務があります。浄化槽管理者（使用者）は、保守点検業者、清掃業者および指定検査機関へ依頼し、適正な維持管理を行ってください。



浄化槽の設置・変更・廃止には町への届け出が必要です

こんなときは	必要な手続	いつまでに
新しく浄化槽を設置するとき ※建築確認を伴う場合は除きます。	浄化槽設置届出書	工事着工予定日の10日前まで ※上記は一般的な浄化槽の場合で、種類によっては届け出時期が異なります。
新しく設置した浄化槽を使い始めたとき	浄化槽使用開始報告書	浄化槽を使い始めた日から30日以内
浄化槽を廃止したとき ※公共下水道等への接続や、新しい浄化槽への入れ替えなどで、今までの浄化槽を使わなくなったときです。	浄化槽使用廃止届出書	浄化槽を廃止した日から30日以内
浄化槽管理者(使用者)が変更になったとき	浄化槽管理者変更報告書	変更となった日から30日以内 ※新しく管理者(使用者)になった方が報告をしてください。
浄化槽の構造や規模を変更するとき ※建築確認を伴う場合は除きます。	浄化槽変更届出書	工事着工予定日の10日前まで ※上記は一般的な浄化槽の場合で、種類によっては届け出時期が異なります。

【これから浄化槽を設置する方へ】
 浄化槽の設置にかかる手続き（建築確認申請書・浄化槽設置届出書）に、添付書類として「浄化槽法定検査の検査依頼書（手数料を支払い済みであることを証したものの写し）」が必要です。

問い合わせ／生活環境課 ☎581・2121 内線223へ。	平成22年度合併処理浄化槽設置整備事業補助金額		生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町では、公共下水道、農業集落排水施設の整備を進めているほか、合併処理浄化槽の設置を促進しています。 家屋の新築や単独処理浄化槽およびくみ取りトイレからの入れ替えにより、合併処理浄化槽を設置する方に補助金制度があります。ただし、補助の対象となる条件や年間に補助を行う件数などに制限がありますので、補助を希望される方は、事前に生活環境課へお問い合わせください。	ご活用ください！ 浄化槽設置の補助金制度
	5人槽	33万2千円		
	7人槽	41万4千円		
	10人槽	54万8千円		